



新しい住居表示が誕生します

1月25日(土)から大字西高泊の一部区域が「上の郷」に変わります。郵便物等のため先は新しい住所で表示してください。

◎住所等の表記は次のようになります

【住所の場合】

新しい住所は、町名と街区符号と住居番号で表示します。

旧「山陽小野田市大字西高泊○番地○」

→ 新「山陽小野田市上の郷△番△号」

【本籍や不動産の場合】

本籍や不動産は、土地に付けられる番号(地番)で表されていますので、原則として地番は変わらず町名だけの変更されます。

旧「山陽小野田市大字西高泊○番地○」

→ 新「山陽小野田市上の郷○番地○」



〈問い合わせ先〉都市計画課 (☎ 82-1163)

都市計画区域マスタープランの変更

素案縦覧・説明会・公聴会

山口県が策定する「山陽小野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)」の変更について、説明会・公聴会を開催します。公聴会で意見を述べるには、公述申出書の提出が必要です。なお、提出がない場合は、公聴会を開催しません。その場合は、市ホームページでお知らせします。

■変更する都市計画

山陽小野田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(区域マスタープラン)

■素案の縦覧

◎変更素案の縦覧期間

1月31日(金)～3月9日(月) 8:30～17:15(土・日曜日、祝日を除く)

◎縦覧場所

県都市計画課, 県宇部土木建築事務所, 都市計画課, 山陽総合事務所

■説明会

小野田地区	2月14日(金) 18:30～ 市役所3階大会議室
山陽地区	2月19日(水) 18:30～ 厚狭地区複合施設第2 研修室

■公聴会

◎とき 3月9日(月) 18:30～

◎ところ 市役所3階大会議室

◎公述の申出

任意の様式に意見の要旨とその理由、住所、氏名、電話番号を記入し、県知事宛として提出(郵送も可)

◎提出期限

3月2日(月)(消印有効)

◎提出先

〒753-8501
山口市滝町1番1号 県都市計画課

〈問い合わせ先〉都市計画課 (☎ 82-1168) 県都市計画課 (☎ 083-933-3733)